

令和6年度 第2回東海村国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和6年11月26日(火) 午後1時30分から3時00分まで
2 場 所 東海村役場 102会議室
3 出席者 公 益 代 表：寺門定範 会長，宮内加一 委員(会長代理)
保 険 医 代 表：尾形孝 委員，佐川武義 委員
被保険者代表：福地さか江 委員，加納里美 委員
(事務局)
福祉部：白石幸洋 部長，保険課：山口正弘 課長，坂本拓哉 課長補佐，小森真衣 係長

4 議 題

- 東海村国民健康保険税率改正について

5 会議の概要

(1) 開 会

- ・保険課長進行により開会。

(2) 部長あいさつ

- ・何かと御多用にもかかわらず，出席いただき感謝申し上げます。
- ・国民健康保険制度については，国の少子化対策の一環として，令和6年1月から産前産後4ヶ月間の保険税の免除に係る運用が始まった。
- ・今年度の大きな動きとして，従来の健康保険証がマイナンバーカードを基本とする仕組みへ移行し，12月2日から現行の健康保険証は新規発行されなくなる。被保険者の皆様には混乱のないよう周知に努めて参りたい。
- ・本日は，資料のとおり東海村国民健康保険税率改正について御審議を賜りたい。

(3) 議事録署名人の選任

- ・東海村国民健康保険規則第7条の規定により，尾形委員と加納委員を議事録署名人に選任。

(4) 議長の選出

- ・東海村国民健康保険規則第4条第4項の規定により，寺門会長を議長に選出。

(5) 議事進行

- ・寺門議長により議事進行。

【議題】東海村国民健康保険税率改正について

- ・事務局より別紙資料のとおり説明。

●事務局説明・質疑応答後，議長により議題の継続審議確認あり。→ 一同了承。

質疑応答・意見 ※「・」委員，「→」事務局

・税率を上げていかななくてはならないという実情は分かるが，今は物価も上がっているため，現状の案では厳しいのではないか。

・国保財政が厳しいのは，村だけではなく全国的な問題なのか。

→ 低所得者の割合が高く，医療費も高い国保の構造自体に限界が来ている中で，村国保の財政を継続して維持していくためには，税率改正による収入の確保が必要となる。県内でも来年度改正を検討している市町村が約半数となっている。また，国は後期高齢者医療保険のように，国保においても保険料の統一化を目指しているが，茨城県は対応が遅れている。そのため，当面は市町村独自で財政運営をしていかなければならない。今回，税率改正のスケジュールと到達目標を示したが，到達前に保険料の県内統一化がされる可能性もある。いずれにせよ，現状のままでは来年度の予算が成り立たない。

・基金繰入は、過去にもやっていたと思うが。

→ 基金繰入は、貯金の取崩しのようなものである。平成30年度に事業費納付金の制度が導入されるまでは、国保会計の赤字補填をするため、一般会計からの法定外繰入をしていたが、今回は、法定外繰入ではなく、将来の財源不足分を基金に積み立て、来年度以降切り崩していくという方法を示している。

・令和4年度の税率改正前の水準に戻すということだが、それでもインパクトが大きい。毎年のように税率を上げるようになってしまうことは避けたいが、上げ幅を少なくするようにしてほしい。

→ 手法としては、隔年で段階的に上げていくことを検討している。

・試算されたケースの世帯の負担が大きいのでは。

→ 負担を抑えることはできるが、そうすると目標到達までの道のりが長くなり、基金積立額も更に増えてしまう。事務局としては、前回改正前の水準まで戻すのが第一歩と考えている。

・基金積立をしても、税率改正があるのか。

→ 税率改正をして、税金を増やすことが大事。その上で、不足分は積み立てた基金の取り崩しをして運営することになる。

・基金残高が減ったのはなぜか。

→ 県に支払う事業費納付金の増加が関係している。令和4年度と令和5年度で納付金額が約1億円増加した。当時試算した税率では、増加した納付金に対応できなくなってしまった。この納付金の額の差が大きく、当時のしわ寄せがきていると考える。今回提示している税率も、今年度と同じ納付金額が将来も続くと仮定した上での試算であるため、将来的には不透明な部分がある。

・税率の上げ幅が大きく、住民の負担が大きい。税率を上げていかなければならない先の話も分かるが、目先のことも大事。被保険者にも丁寧な説明が必要。来年度の税率をいきなりここまで上げるのではなく、目標の税率まで均等に上げていくという方法もある。1月の協議会前に、もう一度集まって話し合ってはどうか。

→ 令和8年度から子育て支援金の徴収も始まるが、現段階では税率の設定ができず、今回の案には含めていない。その部分も含め、もう一度シミュレーションをしてみる。

・子育て支援金は、国保だけではなく社会保険からも徴収するのか。また毎年徴収するのか。

→ 医療保険料に上乗せする形で徴収される。令和8年度から徴収が始まり、令和10年度まで段階的に徴収額が引き上げられる見込み。

(6) 議事終了

(7) 閉 会

以 上

東海村国民健康保険運営協議会会長

寺門 定範



議事録署名人

尾 形 春

印

議事録署名人

加納 里美

